

愛媛県議会議員選挙のお知らせ

第19回愛媛県議会議員選挙の投票日は

平成31年4月7日(日)です。

投票時間 7時～20時

※千里地区公民館、ひろた交流センター、高市町民体育館、玉谷町民体育館は19時まで

当日投票できない人は**期日前投票**をご利用ください。



| | 場所 | 期間 | 時間 |
|--------|-----------|------------------|-----------|
| 期日前投票所 | 役場 | 3月30日(土)～4月6日(土) | 8時30分～20時 |
| | 高尾田集会所 | 3月30日(土)～4月6日(土) | 9時～17時 |
| | 商工会館 | 3月30日(土)～4月6日(土) | 9時～17時 |
| | ひろた交流センター | 4月4日(日)～4月6日(土) | 9時～17時 |

☎町選挙管理委員会 (962) 6110

総合福祉センターはらまちが完成しました

原町の旧母子センター跡地に建設していた総合福祉センターはらまちが完成しました。
多くの皆さんに施設をご覧いただきたく、竣工式とプレオープンイベントを行います。

竣工式では、獅子舞や餅まきを行うほか、プレオープンイベントでは、コミュニティホールでの催しや麻生児童館でのピエロショーを行います。また、遊びや体験のコーナーも用意しています。ぜひ、お越しください。

日時 3月31日(日)

- ①獅子舞…10時10分～②餅まき…10時30分～③ホール催し…11時～④ピエロショー…13時30分～



2月14日現在の状況

場所 原町249番地
対象 町内在住の人
☎介護福祉課高齢者福祉係 (962) 7255

はり・きゅう・マッサージ施術費助成券の交付

平成31年度に利用できるはり・きゅう・マッサージ施術費助成券を4月1日(日)から交付します。

対象 町に住民登録し、次の①②のいずれかに該当する人

- ①70歳以上の在宅高齢者
- ②ア・イの手帳を持っている人
- ア 1級～3級の身体障害者手帳
- イ A判定の療育手帳

施術事業者 助成券発行時に施術事業者一覧をお渡しします。

※登録済みの施術事業者以外で助成は受けられません

交付枚数 申請月から1月当たり1枚(1枚千円)

交付窓口 介護福祉課、広田支所
持ってくるもの 手帳、印鑑

☎介護福祉課高齢者福祉係 (962) 6118
広田支所 ☎ (969) 2111

障がい者タクシー利用助成券の交付

平成31年度に使用できるタクシー利用助成券を4月1日頃から交付します。

対象 町に住民登録し、次の手帳を持っている人

- ① 1級～3級の身体障害者手帳
- ② AまたはB判定の療育手帳
- ③ 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳

※ただし、施設入所や病院に入院している人は助成を受けることができません。

交付枚数 申請月から1月当たり3枚（1枚570円）

交付窓口 介護福祉課、広田支所

持ってくるもの 手帳、印鑑（代理申請の場合は代理人の印鑑）

問 介護福祉課障がい福祉係 ☎(062)7255
広田支所 ☎(069)2111

| 平成31年度 砥部町障がい者タクシー利用助成券 | |
|-------------------------|------------|
| 交付番号 | 第 号 |
| 助成金額 | 570円 |
| 使用期限 | 2020年3月31日 |

※この券は乗車料金内で使用して下さい。砥部町長 公印

住民異動届けなどの休日窓口を開設します

3月31日回と4月7日回に住民異動届けなどの受付窓口を臨時で開設します。平日、窓口に来れない人は、ぜひご利用ください。

日時 3月31日回・4月7日回 9時～17時

場所 戸籍税務課

取り扱う業務

○転入、転出、転居などの住民異動届け○印鑑登録申請○戸籍の届け○通知カードの再交付やマイナンバーカードの申請○マイナンバーカードの受け取り○住民票・

戸籍・印鑑・所得（課税）などの証明書の発行
必要なもの

○運転免許所などの本人確認書類
○マイナンバーカードまたは通知カード

注意事項

住民異動に伴う保険・児童手当などの手続きは、休日窓口ではできません。
※詳しくは事前にお問い合わせください。

問 戸籍税務課住民係 ☎(062)20206

土地価格等縦覧帳簿などの縦覧

土地および家屋価格などの縦覧は、4月1日頃から

固定資産税は、毎年1月1日時点で、土地・家屋・償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算出される税額を固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税の納税義務者は、町内全ての土地や家屋の価格を縦覧することが出来ます。また、納税義務者は、固定資産課税台帳の本人資産に係る部分について常に閲覧することが出来ます。

期間 4月1日回～5月7日回
(土・日曜日、祝日、振替休日、国

民の休日を除く)

時間 8時30分～17時15分
場所 戸籍税務課

土地・家屋で次の①から③に該当する場合は変更届を戸籍税務課へ提出してください。

- ①家屋を取り壊した場合②農地を宅地、駐車場、資材置場などに変更した場合③未登記家屋の名義を変更したい場合

※変更届の用紙は、戸籍税務課にあります。（法務局に滅失届や地目変更届を提出した人は必要ありません）

問 戸籍税務課固定資産税係 ☎(062)2001

消費者力アップ通信（コンビニの電子マネーギフト券詐欺が急増）

【相談事例】

携帯電話に大手通販サイトの力スタマーサービスを名乗る事業者から「会員登録サイトの未納料金がある」というメールが届いた。メールに記載された連絡先に電話したところ「30万円を支払わないと裁判をする」と言われ、指定されたコンビニで電子マネーギフト券を購入し、カードの裏にあるID番号を教えた。

【アドバイス】

◆身に覚えのない未納料金の請求メールは無視しましょう。

◆未納料金の支払いなどのために、コンビニで電子マネーギフト券を購入すると言われたら、詐欺です。

受付時間 9時～17時

※毎週木曜日と第3金曜日は、専門の相談員が対応

問 相談窓口（地域振興課内） ☎(062)20206
消費者ホットライン ☎1188

避難行動要支援者名簿の登録を受け付けています

～災害時にスムーズに避難支援を受けられるようにしましょう～
(地域で取り組む自助・共助)

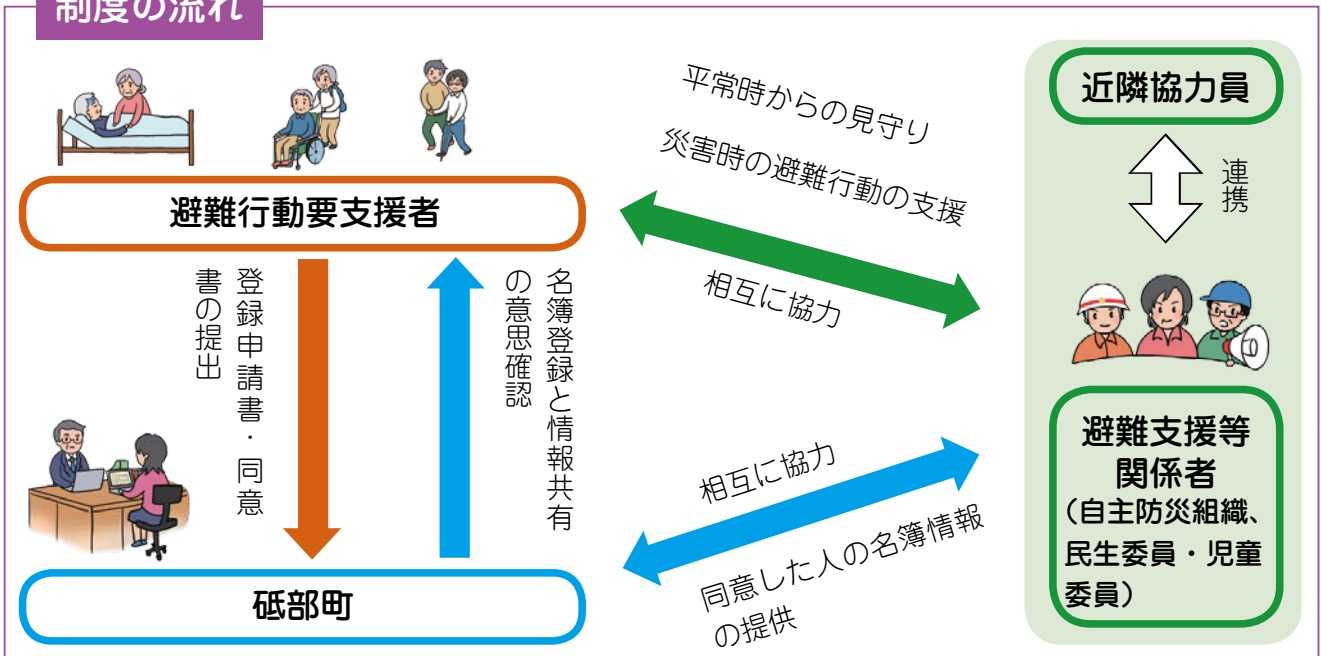
☎ 介護福祉課民生支援係 ☎ (962) 7255

制度について

1人暮らしの高齢者や障がい者など、災害が発生したときに1人で避難することが困難な人に対し、普段から民生委員や近隣協力員、地域の皆さんに見守っていただく体制を整え、危険が迫っていることの連絡や安否確認、避難誘導などの災害時の避難支援につなげていきます。

ただし、災害の種類や規模、被災状況により、必ず支援を受けられることを保証するものではありません。また、支援にあたる人が法的な責任や義務を負うものではありません。

制度の流れ



避難行動要支援者の対象者

町では、生活の基盤が自宅にある人のうち、以下の要件に該当する人を対象としています。(施設入所および長期入院している人は除きます。)

- ① 1人暮らしの高齢者
 - ② 高齢者のみの世帯
 - ③ 寝たきりの高齢者
 - ④ 1人暮らしの障がい者
 - ⑤ 障がい者のみの世帯
 - ⑥ 高齢者と障がい者のみの世帯
 - ⑦ その他、自力での避難に不安を感じている人
- ※高齢者は70歳以上の人

登録した皆さんに平常時から心がけていただきたいこと

- 災害の発生した場合の安全な避難場所や避難経路の確認をしましょう。
- 近隣協力員をはじめ、ご近所との良好な関係を保つようにしましょう。
- 災害の発生が予想されるとき、または発生したときには、近隣協力員に自分から連絡しましょう。
- 災害に備えて、自分のできることは自分で行うように心がけましょう。
- 防災訓練への参加の呼びかけがあったときは、できるだけ参加しましょう。
- ラジオやテレビなどにより、自分から積極的に情報収集できるように、情報収集手段を確認しましょう。